

# ロシア知的財産権ニュースレター

## 2012 年度第 2 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 3 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。2012 年度内に 4 回発行する予定です。

### 1. 知的財産権に関わる法制度・ビジネスの動き(2012 年 6 月～2012 年 8 月分)

#### **下院で民法第 4 部の改正法案を審議中**

現在、民法改正(第 4 部を含む民法全体の改正)が行われている。改正法案は、12 年 4 月 3 日、メドベージェフ前大統領(現首相)によって下院に提出され、4 月 27 日に下院第 1 読会での審議を通過した。今後、下院の第 2 読会および第 3 読会、上院での審議を経たうえで、大統領の署名をもって法案が成立する流れになっている。

#### **並行輸入行為を知的財産権侵害と認定**

「Nestle Waters France(ネスレ・ウォーターズ・フランス)」(原告)は、ElitVoda Ru(エリトボダ・ル)(被告)が自社製品のミネラルウォーター「Vittel(ヴィッテル)」を並行輸入したことに対して訴訟を提起した。第 1 審、第 2 審ともに被告の並行輸入行為を知的財産権侵害とする判決が下された。6 月 6 日、モスクワ管区連邦商事裁判所(第 3 審)は、原告の訴えは有効で十分な根拠があるとし、被告の行為を違法行為とする判決を下した。被告は最高商事裁判所に上告したが、最高商事裁判所は、モスクワ管区連邦商事裁判所の判決が正当であるとした。これを受けて、被告の並行輸入行為を知的財産権侵害とする判決が確定した(事件番号第 A40-63660/2011 号)。

#### **最高裁、著作権者への対価の支払いを規定する政府決定を無効と判断**

6 月 18 日、最高裁判所は、著作権者への対価の支払いに関する 1994 年 3 月 21 日付政府決定第 218 号「作品、文学および芸術の使用に対する著作権者への対価の最低額について」の第 2 章が無効であり、適用不可能であるとの決定を下した(2012 年 6 月 18 日付最高裁判所決定第 AKPI12-503 号)。理由について、同裁判所は、同政府決定第 2 章「作品の実演に対する著作権者への対価の適用方法」の中で、著作権者への対価の最低額が明記されていないにもかかわらず、同章が著作権者への対価の適用について規定しているとした。現在、著作権者への対価の支払いについては、主に民法第 1286 条第 4 項に規定されている。

#### **モスクワ管区連邦商事裁、Unilever Rus の広告用キャッチコピーは違法ではないと判断**

「Nestle Russia(ネスレ・ロシア)」(原告)が「Unilever Rus(ユニリーバ・ルス)」(被告)に対して提起した広告用キャッチコピー“i nikakoy magii(「そして魔法ではない」の意味)”を巡る裁判について、原告は、magii(マギー)という単語が自社製品である“Maggi”を連想させると主張していた(2011 年度第 4 号参照)。7 月 4 日、モスクワ管区連邦商事裁判所は、この主張を次の 2 点の理由で退けた。1. 原告は、消費者が Magii と Nestle を関連づけて連想することを証明できなかった、2. 原告は、この広告が不正競争で

あることを証明できなかった。従って同裁判所は、第1審および第2審同様に、原告の訴えを退けた(事件番号第A40-64553/2011号)。

### **ロシアがWTOに加盟、TRIPS協定の遵守義務が発生**

8月22日、ロシアは156番目のWTO加盟国となった。WTO加盟に伴い、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)の遵守義務が発生する。また、WTO加盟と同時に知財権出願関係料金体系を改定し、8月23日からは改定後の料金が適用される(2011年度第3号参照)。この他、WTO加盟議定書上のコミットメントの中には、著作権、著作隣接権を侵害するコンテンツを頒布するウェブサイトに対する取り締まりを継続すること、情報公開の面でも、商品・サービス貿易、知的財産権分野に関連する法令は迅速に公表し、ウェブサイトなどを通じて定期的に最新情報をWTO加

盟国、個人や企業に公開することが遵守義務として記載されている。

ビジネス界は、今後ロシアの法執行機関が知的財産権侵害、模倣品、海賊版に対してより積極的な立場をとることを待ち望んでいる。

### **モスクワ地方商事裁、カフェでの無断の実演に対し、賠償金の支払いを命じる**

全ロシア社会団体「著作隣接権集団管理団体《全ロシア知的所有権機関》」(原告)は、「Kaskad(カスカド)」(被告)を、無断で楽曲を実演したことに対する著作権侵害で訴えた。原告は、被告が楽曲をカフェで演奏するに際して、著作者への対価の支払いがなされなかったことも主張した。8月31日、モスクワ地方商事裁判所は被告の行為を著作権侵害とし、賠償金の支払いを命じる判決を下した(事件番号第A41-22085/2012号)。

## **2. 今回の話題：添付書類(インボイス、各種証明書等)上での商標使用の違法性を巡る裁判 ～ハスクバーナ・エービー事件(事件番号第A56-23733/2011号)～**

### 本事件の背景:

添付書類(インボイス、各種証明書等)上での商標使用が知的財産権侵害に当たるかどうかについて長い間論争が行われてきた。

輸入業者「Optimum Kargo(オプティマム・カーゴ)」が、「ガソリンエンジン使用の芝刈り機」を対外貿易契約に基づいて輸入したことが、この裁判のきっかけとなった。通関手続き中に、税関職員が「HUSHCVANA」という「Husqvarna」に類似した標章がパッキングリストや適合証明書、技術文書などに使用されていることを発見した。

「Husqvarna」という商標はロシアで法的保護の対象となっており、商標権者は「Husqvarna AB(ハスクバーナ・エービー／農林・造園機器メーカー)」である。しかし、権利者の法定代理人からの情報では、同社はこの輸入業者に商標「Husqvarna」の使用を許諾していない。

上記の状況から、行政事件としての調査が開始された。まず、サンクトペテルブルグ商工会議所が実施した専門家の調査によると、「HUSHCVANA」という標章は、周知商標である商標「Husqvarna」に発音上非常に類似しており混同されやすいというものだった。

また、行政違反として取り扱うことができる書類は、商品を民間流通する際の関係書類と規定さ

れている。従って、本件は、行政違反法第 14.10 条(商標の違法使用)に規定された行政違反に該当すると結論付けた。

調査結果と他の関連資料が、輸入業者に対して行政責任を追及するための申立書と共に、サンクトペテルブルグ市およびレニングラード地方商事裁判所へ回付された。裁判の原告はバルティスク税関、被告はオブティマム・カーゴ、第三者としてハスクバーナ・エービー(商標権者)が参加した。

#### 下位裁判所での判決の推移

11 年 7 月 1 日、サンクトペテルブルグ市およびレニングラード地方商事裁判所(第 1 審)は原告の訴えを退けた。同裁判所は、商標を添付書類に使用することは行政違反に当たらないとの判決を下した。

商標「Husqvarna」の権利者で同裁判に第三者として参加したハスクバーナ・エービーは、同判決を不服として上訴した。しかし、11 年 10 月 24 日、第 13 商事控訴裁判所は第 1 審の判決を支持し、変更を加えなかった。

この結果を受け、ハスクバーナ・エービーは、第 1 審および第 2 審の裁判所が法律を誤って解釈しているとして、最高商事裁判所に判決の見直しを求めて上告した。

#### 最高商事裁判所の判決

民法第 1484 条(商標の排他的権利)によると、「自己の名で商標が登録されている者(「商標権者」)は、法令に反しないあらゆる態様(同条第 2 項に明記する方法を含む。)で、第 1229 条(排他的権利)に従い商標を使用する排他的権利(商標に係る排他的権利)を専有するものとする。商標権者は当該商標に係る排他的権利を処分することができる」と規定されている。

また、民法第 1515 条(商標の違法使用に対する責任)によると、「商標または混同を生ずるほど類似した標章が違法に貼付された商品、ラベルおよび商品の包装は、模倣品とみなされるものとする」と規定されている。

これら条項の解釈は、商標の違法使用が、商標を直接商品に表示する以外にも、商品を民間流通に導入する際、あるいはロシアに製品を輸入する際の書類に表示するという方法をとっていることを示している。

民法第 1484 条によると、「識別ために商標が登録された商品またはその類似商品につき、商標権者の商標に類似した標示の使用による混同のおそれがある場合、何人も、商標権者の許諾なく当該類似標示を使用する権利を有しない」と規定されている。

「HUSHCVANA」と「Husqvarna」の類似性を確認した専門家の調査も含め、上記の条項および解釈を適用するための証拠は十分である。

一方で、行政違反法の第 14.10 条は商標の違法使用について規定している。2011 年 2 月 17 日付最高商事裁判所幹部会決定第 11 号「行政違反法の特定部分の適用に関する問題について」の第 8 条で、第 14.10 条が、個別化手段が違法に表示された商品(あるいは、ラベル、商品の包装、

書類)を民間流通に導入すること等の違反についてもカバーしていると規定している。従って、インボイス、商品の包装、各種証明書および技術文書などへの「HUSHCVANA」という標章の表示は、行政違反法第 14.10 条に規定された違反に該当する。

これらの理由により、6 月 26 日、最高商事裁判所は、第 1 審および第 2 審の判決は法解釈と司法実務の統一性に沿わないため、見直されなければならないとの判決を下した。

本事件の結果分析(著者:TM DEFENCE Legal Services社のヤナ・ブルートマン弁護士)

上記結果を受けて、最高商事裁判所は、全ての同様な事件が再審に回されるべきであるとした。今回の決定は、ラベル無しの商品が、商標(または類似の標章)が表示されたインボイスと共に輸入されるという状況にしばしば直面する自動車部品製造者にとりわけ有益であると考えている。

ロシアでは、公式には判例主義が採用されていないが、最高商事裁判所の決定は、全ての商事裁判所と一般の法執行機関の実務の上で遵守すべき事項となっている。警察および税関当局が商標権侵害の手続きを行う際にも、最高商事裁判所の決定に従う傾向にある。従って、今後のロシアにおける知的財産権保護の実効性向上が期待できる。刑事訴訟においても、「Husqvarna」のラベルをラベル無しのチェーンソーに貼り付け、ロシア中に販売していた業者が有罪となり、刑事罰を受けた事例もある。

(取りまとめ:ジェトロ・モスクワ事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、TM DEFENCE Legal Services 社 (www.tm-defence.com) のヤナ・ブルートマン弁護士の協力を得て作成されました。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。